

政令第二百七十六号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十一号中

形式		直径	四十ミリメートル
		彩色	白色、黒色、水色、赤色、茶色、黄土色、黄緑色及び緑色

」を

--	--	--	--


形式		直径	四十ミリメートル
		彩色	白色、黒色、水色、赤色、茶色、黄土色、黄緑色及び緑色
素材	銀		
品位	純銀		
量目	三十一・一グラム		

形式		直径	四十ミリメートル
		彩色	色及びピンク色

」に


改め、同表第四十二号中


「

形式		直径	二十六ミリメートル
----	--	----	-----------

」を

「

形式		直径	二十六ミリメートル
素材	金		
品位	純金		
量目	十五・六グラム		

形式		直径	二十六ミリメートル
----	--	----	-----------

改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。